

原議保存期間	10年（平成41年3月31日まで）
有効期間	一種（平成41年3月31日まで）

各 地 方 機 関 の 長
各 都 道 府 県 警 察 の 長
（参考送付先）
各 附 属 機 関 の 長
殿

警 察 庁 丙 保 発 第 8 号
平 成 3 0 年 8 月 6 日
警 察 庁 生 活 安 全 局 長

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第二十条第五項に規定する指定試験機関を指定する規則の一部を改正する規則の制定について（通達）

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第5項に規定する指定試験機関として、現在、一般財団法人保安通信協会が指定されているところであるが、この度、一般社団法人GLI Japanが新たに指定されることとなった。

これに伴い、別添のとおり、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第二十条第五項に規定する指定試験機関を指定する規則の一部を改正する規則（平成30年国家公安委員会規則第13号）が制定され、本日公布、施行されたので、各都道府県警察にあつては、事務処理上遺漏のないようにされたい。

○国家公安委員会規則第十三号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第二十条第五項の規定に基づき、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第二十条第五項に規定する指定試験機関を指定する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成三十年八月六日

国家公安委員会委員長 小此木八郎

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第二十条第五項に規定する指定試験機関を指定する規則の一部を改正する規則
 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第二十条第五項に規定する指定試験機関を指定する規則（平成十六年国家公安委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。
 次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を加える。

改 正 後		改 正 前	
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第二十条第五項に規定する指定試験機関として次のとおり指定する。			
指定試験機関の名称及び住所 一般財団法人保安通信協会 東京都墨田区太平四丁目一番三号 一般社団法人GLI Japan 東京都江東区青海二丁目四番三十二号	同項に規定する試験事務を行う事務所の名称及び所在地 一般財団法人保安通信協会 東京都墨田区太平四丁目一番三号	「同上」 指定試験機関の名称及び住所 一般財団法人保安通信協会 東京都墨田区太平四丁目一番三号 「項を加える。」	同項に規定する試験事務を行う事務所の名称及び所在地 一般財団法人保安通信協会 東京都墨田区太平四丁目一番三号

備考 表中の「」の記載は注記である。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。